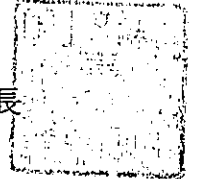


国海員第263号の2
令和元年11月26日

(登録試験実施機関)
船員災害防止協会
会長 小島 茂 殿

国土交通省海事局船員政策課長



船内における食料の支給を行う者に関する省令の
一部改正について (通知)

今般、「船内における食料の支給を行う者に関する省令（昭和50年運輸省令第7号）」の一部を別添のとおり改正し、船舶料理士の資格要件のうち、年齢を「20歳以上」から「18歳以上」に改め、令和元年11月25日に公布・施行しましたので通知します。

貴協会におかれましては、登録船舶料理士試験の実施にあたり、事務処理に遺漏なきようお願いいたします。

○国土交通省令第四十四号
 船員法（昭和二十二年法律第百号）第八十条第四項の規定に基づき、船内における食料の支給を行う者に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。
 令和元年十一月二十五日
 国土交通大臣 赤羽 一嘉

船内における食料の支給を行う者に関する省令の一部を改正する省令（昭和五十年運輸省令第七号）の一部を次のように改正する。
 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(船舶料理士の資格) 第二条 船舶料理士は、次の各号に掲げる要件を備える者でなければならない。 一 十八歳以上であること。 二・三 (略)</p>	<p>(船舶料理士の資格) 第二条 船舶料理士は、次の各号に掲げる要件を備える者でなければならない。 一 二十歳以上であること。 二・三 (略)</p>

附則
 この省令は、公布の日から施行する。